

海外渡航にかかる「犯罪経歴証明書」 申請手続きのご案内

1 受付時間

月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）の午前9時00分から午前11時30分まで、および午後1時から午後4時まで

2 受付場所

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（警察棟6階）

熊本県警察本部刑事部鑑識課 海外渡航事務室

※ 警察署での申請はできません。

3 申請ができる方

申請者本人に限ります。

（申請の際に指紋の採取が必要ですので、必ず本人がお越してください。）

4 申請先

(1) 日本に居住している方（日本国内に住民登録のある方）

熊本県警察本部における犯罪経歴証明書（以下、「証明書」という。）の申請は、原則として熊本県内に住民登録のある方を対象に受け付けます。ただし、特別の理由があれば、県外に住民登録のある方でも理由書（申立書）を添えて熊本県警察本部で申請することができます。

(2) 外国に居住している方（日本国内に住民登録のない方）

証明書の発給申請は、居住している国の日本公館（日本大使館、日本総領事館）でも申請ができますので、詳しくは、日本公館にお尋ねください。

5 必要書類

(1) 日本に居住している方（日本国内に住民登録のある方）

日本人	① パスポート（有効期限内のもの、コピー不可） ② 住民票または住民票記載事項証明書等（6ヶ月以内のもの）※1 ③ 証明書の必要性を確認できる書類※2
外国人	① パスポート（有効期限内のもの、コピー不可） ② 住民票（6ヶ月以内のもの）、外国人登録証明書、在留カードのうちいずれか ③ 証明書の必要性を確認できる書類※2

(2) 外国に居住している方（日本国内に住民登録のない方）

日本人	① パスポート（有効期限内のもの、コピー不可） ② 住民票の除票または戸籍の附票（6ヶ月以内のもの） ③ 現住所を確認できる書類（外国政府発行の運転免許証等） ④ 証明書の必要性を確認できる書類※2
外国人	① パスポート（有効期限内のもの、コピー不可） ② 日本に住んでいたことが確認できるもの（書類等）※3 ③ 現住所を確認できる書類（外国政府発行の運転免許証等） ④ 証明書の必要性を確認できる書類※2

- ※1 運転免許証、マイナンバーカードのほか、官公庁が発行又は発給した書類等で、申請者の氏名、生年月日及び住民基本台帳に記録された住所が記載されているもの。
- ※2 証明書の必要性を確認できる書類とは、
- 申請者の氏名が記載された公的機関（大使館、領事館等）からの発給依頼書
 - 必要事項を記入したビザ申請書
 - 雇用契約書、採用通知書、赴任命令、留学等する場合の学校の合格通知書等が該当しますが、事由により異なりますので事前にお問い合わせください。
- ※3 日本に住んでいたことが確認できるもの（書類等）については、事前にお問い合わせください。

6 注意点

- (1) 国外で1度申請した後、日本で同じ申請を二重に行ったり、日本国内において同一の申請事由で重複して申請することはできません。
- (2) 証明書は、5か国語（日本語、英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語）で併記してあり、封緘をして交付します。
- (3) 証明書には、旅券（パスポート）番号が記載されます。有効期限が近く、旅券を更新する予定のある方は、事前に旅券の更新を済ませた後に証明書の申請をしてください。（旅券を更新すると旅券番号も変更されるため、先に交付を受けた証明書が無効となる場合があります。）
- (4) 発給事由に該当しない場合は申請受理ができませんので、申請者ご本人が外務省へ直接お手続きすることとなります。発給事由の該当の有無等、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

7 手数料

不要です。

8 受取り

申請日からおおむね約1週間後にお渡しすることができます。（年末年始、大型連休期間はさらに日数を要します。）

郵送はできません。

なお、申請者ご本人が来庁できない場合は、代理人によるお受け取りもできますので、申請をされるときに担当者へお申し出ください。

9 問い合わせ先

熊本県警察本部刑事部鑑識課 海外渡航事務室

TEL 096-381-0110（内線 4657～4659）